

いじめ、体罰、わいせつ行為などへの対策推進を求める意見書

子供たちが安全に安心して過ごせる場所であるはずの学校において、いじめ、体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントなどの重大な事案が後を絶たない。

文部科学省が発表した平成27年度におけるいじめの認知件数は小中学校で21万件を超え、同じく体罰及びわいせつ行為等によって懲戒処分等を受けた小中学校の教職員数は1,000人近くに及んでいる。

平成25年にいじめの防止・早期発見・対処について定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されたが、教職員の業務が煩雑・多忙化していることもあり、その運用が定着しているとは言えず、インターネット環境など学校や保護者の目が行き届かない場におけるいじめも増加している。

また、体罰やわいせつ行為等に関しても、教職員への研修等を行い、子供たちが安心して学べる学校づくりを一層推進しなくてはならない。

よって、国においては、子供たちが安全に安心して教育を受けられる環境づくりを進めるため、いじめ、体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止対策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
宛 て
内 閣 総 理 大 臣
文 部 科 学 大 臣

福島県議会議長 吉田栄光